

光市記者発表資料

平成29年6月16日

件名

国民健康保険税の軽減判定誤りについて

内容

国民健康保険税の算定において、一部の方の軽減判定所得の計算に誤りがあることが判明しましたので、次のとおり発表します。

1 経緯

厚生労働省「後期高齢者医療制度における保険料の均等割軽減判定所得の算定誤りに係る情報提供及び国保における実態把握について」（平成28年12月27日付け事務連絡）を受け、本市の国民健康保険税の軽減判定について調査したところ、軽減判定に係る算定誤りが判明しました。

2 誤りの原因

国民健康保険税の軽減判定所得の計算を行うにあたり、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、国民健康保険税の軽減判定用に算出した繰越損失額を用いるべきところ、税法上の繰越損失額を用いて計算していたため、一部の納税義務者の方について、軽減判定の区分に変更が生じたことによるものです。

3 対象世帯数及び税額

(1) 増額更正

4世帯 154,900円

(2) 減額更正

7世帯 △345,000円

内容

4 今後の対応

対象者の方へ文書又は訪問によりお詫びと内容の説明をした上で、還付手続き又は追加納付のお願いを行います。

今後、法令等解釈を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。

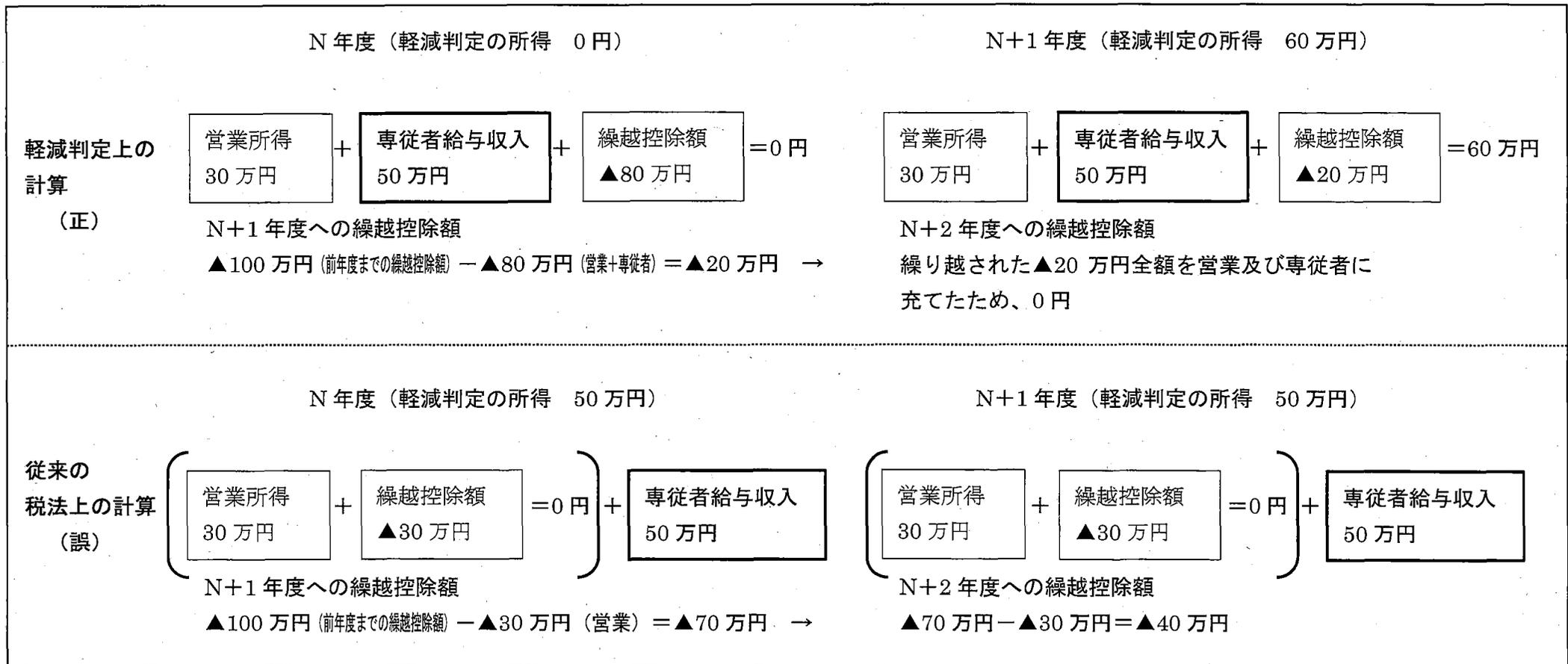
問合せ

担当課・係 光市役所税務課市民税係
担当者 杉本光男、萬治貴久
Tel (0833) 72-1439

●青色申告の純損失の繰越控除の取扱いについての誤り

国民健康保険税の軽減判定の際には、青色事業専従者の給与収入（そのまま営業所得として算定）を戻して判定しなければならないのですが、その計算の仕方に誤りがあることが判明、軽減判定の区分が変わり、過大・過小徴収が生じたものです。

【例】 営業所得 30 万円、青色事業専従者の給与収入 50 万円、前年度（N-1 年度）までの繰越控除額▲100 万円の場合の N 年度及び N+1 年度について



N 年度 … (正) 軽減判定の所得 (50 万円) → (0 円) が減額するため、軽減判定の区分 (5 割軽減→7 割軽減) が変わり、保険税が減額となる。(還付)

N+1 年度 … (正) 軽減判定の所得 (50 万円) → (60 万円) が増額するため、軽減判定の区分 (5 割軽減→2 割軽減) が変わり、保険税が増額となる。(追加徴収)